

(前文)

山武市は、古くからの農山漁村地域であって、稲作はもちろん野菜や果実の生産も盛んで、本市を代表する山武杉を活用した林産物、九十九里浜の海の幸と、自然豊かな地域であるとともに、観光リゾート地として海水浴やゴルフ、テニスなどのスポーツも楽しめ、若者にも魅力ある地域資源を有しています。近年では、農林水産業はもとより、様々な地域資源を活用し、多くの産業が形成されるなど、自然と共に暮らすまちとして発展してきました。

この間、市内の大多数を占める中小企業者等は、創意工夫と健全な企業経営により、地域経済の牽引役として重要な役割を果たすとともに、地域経済の基盤形成や雇用、市民生活の向上、まちの形成に大きく貢献してきました。

しかし、近年の中小企業者等を取り巻く環境は、人口減少に伴う需要の減少、経済活動のグローバル化による競争の激化、少子高齢化等に伴う後継者不足や人手不足など様々な要因により、事業継続が危ぶまれる状況に直面しています。

このような中、市民が誇りを持って住み続けたいと思えるまちづくりを実現するためには、地域経済の持続的発展が必要であり、そこに求められる中小企業者等の役割は大きく、中小企業者等の自主的努力に加え、行政、市民、経済団体等が中小企業の振興の重要性を認識し、地域社会全体で中小企業の振興を推進していくことが重要です。

ここに、山武市は中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、地域社会が丸となって中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定します。

【説明】

前文は、中小企業振興基本条例の制定趣旨を明確にするために設けるものであり、制定の背景、中小企業の振興の必要性等について説明しています。前文は、具体的な法規を定めたものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示すものです。

※参考

○中小企業基本法

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○小規模企業振興基本法

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済において果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、山武市における中小企業の振興について、基本理念を定めるとともに、市の責務、中小企業者等の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【説明】

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測することができるよう、条例の立法目的を簡潔に示したものです。この条例は、市の中小企業の振興に関する基本的な理念や方針を定めることで、市、中小企業、経済団体、その他関係者等の役割を明らかにし、地域経済の好循環を地域社会全体で推進し、その発展と市民生活の向上を目的とすることを明記しています。

※参考

○中小企業基本法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

○小規模企業振興基本法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び小企業者をいう。
- (5) 中小企業団体 商工会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合その他の中小企業の振興を目的とする団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を

有するものをいう。

- (7) 教育機関等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学その他職業に必要な能力の育成を行う機関のうち、市内で活動する機関をいう。
- (8) 金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関及び千葉県信用保証協会をいう。
- (9) 図書館 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に規定する図書館のうち、市内で活動する図書館をいう。
- (10) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (11) 産学公民金 中小企業者等、中小企業団体、大企業者、農業者、教育機関等、行政、市民、金融機関、図書館、メディア等の中小企業の振興支援に関係する者をいう。

【説明】

定義は、条例の中で出てくる用語の意義を明確にし、解釈上の疑義を無くすために設けた規定です。

第 1 号から第 3 号の「中小企業者」、「小規模企業者」、「小企業者」を中小企業基本法第 2 条第 1 項各号及び第 5 項、小規模企業振興基本法第 2 条第 2 項で規定する資本金、従業員数等で分類すると下表のとおりで、いずれも市内に事務所を有する会社及び個人を指しています。

業種	中小企業者（下記のいずれか）		小規模企業者	小企業者
	資本金の額 又は出資総額	従業員 （常時雇用）	従業員 （常時雇用）	従業員 （常時雇用）
製造業・建設業 運輸業・その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下	5 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下	5 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下	5 人以下	5 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下	5 人以下	5 人以下

※「中小企業」「小規模企業」と「中小企業者」「小規模企業者」「小企業者」の違いについては、「中小企業」「小規模企業」は企業を包括的、総称的に指す場合に用い、「中小企業者」「小規模企業者」「小企業者」については、個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

第 5 号の中小企業団体とは、山武市商工会、山武郡市農業協同組合、その他中小企業の振興を目的とする団体を指し、市内に住所又は事業所を有するものを指します。

※中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体

事業協同組合	事業協同小組合	信用協同組合	協同組合連合会
企業組合	協業組合	商工組合	商工組合連合会

（基本理念）

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力による経営力の向上等、中小企業者等の主体性が尊重されること。

- (2) 中小企業者等の経済的・社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
 - (3) 産学公民金が、情報共有、教育活動、コミュニティ維持等の様々な活動により、地域内連携の推進を図ること。
 - (4) 中小企業の持続的発展及び消費者の理解や支援による地域内経済循環を形成し、地域経済の活性化を図ること。
- 2 小規模企業及び小企業の振興は、前項に規定する中小企業の振興に関する事項のほか、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。
- (1) 中小企業の中でも多数を占める小規模企業及び小企業が地域の経済及び雇用を支える極めて重要な存在であることに鑑み、小規模企業者及び小企業者の事業の持続的な発展が図られること。
 - (2) 経営資源の確保に苦慮することが多い小規模企業者及び小企業者の経営状況に応じ、必要な配慮が行われること。

【説明】

本条は、中小企業の振興を推進する上での基本理念を規定したものです。

第1項第1号では、中小企業者等の積極的な消費開発や製品開発等による創意工夫等により、自らが事業展開を切り拓くような努力を前提として、この努力を尊重し推進することとしています。

第1項第2号では、中小企業者等を取り巻く様々な環境の変化に対して、円滑に適応できるよう推進することとしています。

第1項第3号では、中小企業の振興にあたっては、市の中小企業の振興に関わる全ての者が、連携・協力して中小企業の振興に取り組むことが重要であることを規定しています。

第1項第4号では、経済的・社会的環境の変化に対して中小企業が的確に対応し、成長発展していくため、地域資源の活用や消費拡大、地域経済への再投資など、地域経済の循環促進により活性化を図ることを示しています。

第2項については、中小企業の中でも多数を占める小規模企業者及び小企業者に対し特に配慮することを規定しています。経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者及び小企業者の経営状況に配慮するほか、経営規模を勘案しながら小規模企業及び小企業の振興を推進しなければならないことを定めています。

※参考

○中小企業基本法 (基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られな

ればならない。

- 2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

○小規模企業振興基本法 (基本原則)

第三条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第四条 小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

○中小企業憲章

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業者等の将来的展望等を調査研究するとともに、中小企業振興施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、中小企業振興施策の策定及び実施に当たっては、当該施策に中小企業者等をはじめとする関係者の意見を反映させるため、産学公民金での連携を図り、

その協力関係を構築しなければならない。

- 3 市は、関係行政機関と相互に連携を図り、協力することで、中小企業の振興及びこれに関する施策の円滑かつ確実な実施が促進されるよう努めなければならない。
- 4 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

【説明】

中小企業振興施策を推進していくために、その重要性を認識した上で、市が担っていく責務について規定したものです。「市の責務」とすることで、中小企業者等の役割、中小企業団体の役割、大企業者の役割、教育機関等の役割及び市民の理解及び協力よりも強い位置づけとしています。

第1項では、近年の社会的情勢変化を的確に捉えながら、中小企業者等の将来展望を研究し、中小企業振興施策を策定・実施していくことを示しています。

第2項では、産学公民金が連携・協力し、関係機関の意見を反映しながら施策に取り組むことを示しています。

第3項では、市が関係行政機関と連携・協力することで、施策の整合性が図られ、円滑かつ確実に施策が実施されるよう努めることを明示しています。

第4項では、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」にも鑑み、地域経済の活性化を図る観点から、工事請負や、役務の提供、物品購入等の調達を行う際には、予算の適切な執行に留意しつつ、市内中小企業者等の受注機会の増大に努めることを明示しています。

なお、ここでは「市長」の責務ではなく、「市」の責務としていますが、この条例では市長のみに責任を負わせるのではなく、地方公共団体である山武市が団体として責任を負うこととなります。山武市という団体を主体とすることにより、市長のみならず、必要がある場合には教育委員会など、他の執行機関も施策を推進する主体となることができるものであり、中小企業の振興に関して山武市全体で取り組むことを宣言することになるものと考えます。

※参考

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(地方公共団体の施策)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、経済的・社会的環境の変化に対応して事業の成長発展を図るため、経営の革新及び経営基盤の強化について自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組むよう努めるものとする。

【説明】

中小企業を振興していくために、中小企業者等が自ら努めるべき役割について規定しています。

第1項では、基本理念に定めるとおり、中小企業事業者等は、自主的な努力を基本とし、経営の革新や、経営基盤の強化に取り組むよう努めるものと規定しています。

第2項では、中小企業者等が、自ら地域経済の基盤であることを認識し、雇用環境の整備（従業員等の福利厚生の実施等）、雇用の維持・創出に取り組むように努めるものと規定しています。

第3項では、中小企業者等は市内事業所の大多数を占めており、地域社会に及ぼす影響が大きいものであるという認識を持ち、個々の事業者が地域の発展を意識し、事業活動を務めることと規定しています。

※参考

○中小企業基本法

(中小企業者の努力等)

第七条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

2 略

3 略

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等とともに基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業団体は、中小企業者等の地域の中小企業団体への加入並びに各種事業者間の連携及び交流の推進に努めるものとする。

3 中小企業団体は、市が行う中小企業振興施策に積極的に連携するとともに、中小企業振興事業を積極的に推進するものとする。

【説明】

中小企業の振興を推進していく上での、中小企業団体の役割を規定しています。

中小企業団体は、基本理念の実現に向け、事業活動を主体的に取り組むとともに、自らの組織を強化するために事業者への組織加入を促進し、中小企業者等と連携・交流の推進を明記しています。また、市が中小企業振興施策を企画立案及び実施する際に、積極的に連携し、推進していくことを明記しています。

※参考

○中小企業基本法

(中小企業者の努力等)

第七条 略

- 2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 略

(大企業者の役割)

- 第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携に努めるものとする。
 - 3 大企業者は、中小企業の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

【説明】

中小企業を振興していくために、大企業者の役割について規定しています。

大企業者は市内においての企業数は少ないものの、大企業者にも地域内における自らの重要性を認識し、地域内連携等により中小企業者等と共に市が実施する施策に協力し振興にも取り組むよう努めることを求めています。

※参考

○中小企業基本法

(中小企業者の努力等)

第七条 略

- 2 略
- 3 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(金融機関の役割)

- 第8条 金融機関は、中小企業者等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等を通じて支援を行うことにより、中小企業者等の成長発展に協力するよう努めるものとする。
- 2 金融機関は、中小企業の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

【説明】

中小企業を振興していくために、金融機関についての役割について規定しています。

考え方は大企業者同様、中小企業基本法第七条第3項にのっとっています。

金融機関は、中小企業者等が経営の革新や経営基盤の強化に取り組むことができるよう、資金融資をはじめとし、各種経営相談等による支援を行うことで、中小企業の

発展に協力するよう努めるとともに、市が実施する施策と連携するよう努めることとしています。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、中小企業者等が基本理念の実現に向け取り組む事業活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 教育機関等は、自主的に、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等を通じて地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定による協力は、学校その他教育に関係する者の自由かつ自律的な意思のみに基づいて行われるものとする。

【説明】

中小企業を振興していくために、教育機関の役割について規定しています。

考え方は大企業者同様、中小企業基本法第七条第3項にのっとっています。

教育機関等は、中小企業者等が基本理念の実現に向けて取り組む事業活動や、市が実施する施策に協力するよう努めることとしています。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が市民生活の維持及び向上並びに地域貢献活動の継続及び発展に重要な役割を果たしており、今後の地域づくりの推進においても不可欠の存在であることを理解し、中小企業者等の成長発展の協力を努めるものとする。

- 2 市民は、地域経済の循環を担う消費者として、市内で生産、製造又は加工される物品を消費し、及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

【説明】

中小企業を振興していくために、市民の理解と協力について規定しています。

「役割」ではなく「理解及び協力」となっている理由は、市民に対して協力を「義務」とするのではなく、協力を期待するということを表現しています。

第1項では、前文にも掲げたとおり、中小企業者等が地域経済の牽引役として必要な役割を果たすとともに、地域の経済や雇用、市民生活の安定・向上、まちづくりに大きく貢献していることを市民がより深く理解することにより、中小企業者等の発展に協力するよう努めることとしています。

第2項では、市民が消費者として市内中小企業者等が提供する商品の購入やサービスの利用を心掛けることにより、地域経済の好循環による振興の促進に協力するよう努めることとしています。

(図書館による支援)

第11条 市は、図書館が中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、情報の提供等を通じて支援を行うことにより、中小企業者等の成長発展に協力するものとする。

【説明】

中小企業を振興していくための、図書館の支援について規定しています。

図書館は、中小企業者等が経営の革新や経営基盤の強化に取り組むことができるよう、各種情報提供等による支援を行うことで、中小企業の発展に協力することとしています。

(児童及び生徒の勤労観等の醸成)

第 12 条 市及び中小企業等は、児童及び生徒が、将来職業人として社会で活躍できるよう職業意識の醸成を促すとともに、教育機関等その他機関と連携を図りながら、職業に関する情報や、体験の機会の提供等を実施することにより、地域を担う人材の育成を推進し、市内への定住が図られるよう努めるものとする。

【説明】

児童・生徒が将来の山武市を担う重要な役割を担っていることから、勤労観の醸成等について規定したものです。

また、市及び中小企業等は、教育機関等と連携を図り、事業所見学や職場体験、地域中小企業の情報提供等を実施することにより、地元就職を促進させ人材流出を防ぎ、地域を担う人材の育成・定住に繋げるよう規定したものです。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、中小企業振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【説明】

基本理念にのっとり、市の責務を果たすにあたり、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることを規定したものです。

(意見の聴取)

第 14 条 市は、この条例の目的を達成するため、産学公民金の代表者による会議を設け、施策の妥当性等について協議するものとする。

2 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業者等をはじめとする関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。

【説明】

本条例の目的を達成するため、中小企業者等の「生の声」を集め、地域の現状及び課題を把握するとともに、施策に反映していく取り組みを講ずるため、産学公民金の代表者による会議及び中小企業者等関係者の意見聴取の機会を設けることを規定しています。

(実施状況の公表)

第 15 条 市は、毎年度、中小企業の振興に関して講じた施策の実施状況について公表するものとする。

【説明】

市民の理解及び協力や情報公開の促進といった観点からも、実施した中小企業の振興に関する施策の状況等について公表することを規定しています。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

委任規定は、条例に規定している事項に関し細目的な事項を条例以外の規程で定めることができることとする規定で、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

この委任規定に基づき、本条例の理念に基づく具体的な施策については、要綱等で規定することとなります。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

この条例は、市議会の承認を受けた後、平成 30 年 4 月 1 日からの施行を目指しています。